給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

栃木県小山市大字小山1519番地４
再生債務者　キノネスミゲルこと　キノネス　オビヒド　ミゲル　アンゲル
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月７日から平成26年１月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（再ロ）第９号

埼玉県春日部市粕壁東３丁目１番13号　クイーンズパレス春日部101
再生債務者　久保田一徳
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月６日から平成26年１月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再ロ）第１００９０号

埼玉県川口市上青木１―18―１―216
再生債務者　渡辺　鉄則
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年２月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号

千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜87番地８
再生債務者　浅野　春巳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月16日まで
平成25年12月２日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第１号

山形県南陽市宮内2339番地の８
再生債務者　永野川　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年12月25日まで
平成25年12月２日　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（再ロ）第２号

和歌山県橋本市神野々1042番地の18
再生債務者　小谷　知行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月７日まで
平成25年12月３日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００４４号

東京都世田谷区砧４―16―10―302
再生債務者　三神　幹也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００４５号

東京都世田谷区砧４―16―10―302
再生債務者　三神　明子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号

名古屋市名東区高針５丁目321番地
再生債務者　半左佐治子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社カウンティライン　としします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十二月十一日
東京都港区東麻布三丁目二番四号
エヌティー・コンサルティング合同会社
代表社員　清水　要二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更し、商号を株式会社Ｇｒｅｎとすることと致しました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十二月十一日
和歌山市岩橋八四九番地の九
合同会社Ｍ＆Ｍ
代表社員　多田　稔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十六年一月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十五年十二月二日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年十二月十一日
島根県浜田市浅井町八八五番地二
有限会社佐々木興産
代表取締役　佐々木敦子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六百九十万円減少し、その一部である六百万円を資本金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十二月十一日
埼玉県川口市上青木三丁目一二番七八号
佐藤電材有限会社
代表取締役　佐藤　浩志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億七百五十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月二十五日
掲載頁　八十九頁（号外第二五三号）
平成二十五年十二月十一日
広島県福山市沼隈町大字常石一〇八三番地
ツネイシ境ガ浜リゾート株式会社
代表取締役　神原　秀忠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、株式の発行により資本金の額九七七五万円、資本準備金の額九七七五万円がそれぞれ増加することを条件として、これと同時に資本金の額九七七五万円、資本準備金の額九七七五万円をそれぞれ減少することにいたしました。以上の効力発生日前後の純資産額に変動はありません。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二日
掲載頁　三十九頁（号外第二六一号）
平成二十五年十二月十一日
大阪市中央区谷町二丁目三番一三号
株式会社アルケミックス
代表取締役　森田　吉公

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、平成二十六年三月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十五年十二月十一日
千葉県市川市市川一丁目三番一二号
小澤眼鏡株式会社
仮代表取締役　鈴木　隆文